

社会科学教育における多数決原理

鈴木 宜 則

(1991年10月15日 受理)

Social Studies and Majority Principle

Yoshinori SUZUKI

I 問題の所在

物事を決める際に多数決が使われることは、我が国が日常よく経験することである。それは、国会や自治体の議会において採用されているばかりでなく、職場や、学会などの任意団体でも、学校の児童・生徒会や学級会でも使われている。興味深いことに、議会や大学生を除く学校における子供達の会合で多数決が行われることが多いのに対して、学会や大学の教授会などでは、原案に対する質疑応答があり、原案か時には一部修正された案について表決によらない承認が求められ、それがその会議の決定とされることが少なくないようである。議長が、「異議ありませんか」とか、「ご承認いただけますか」と出席者に尋ねるわけである。これに対し、通常数名、時として一人が「異議なし」とか「はい」と発声することによって決定したり、場合によっては、だれも何の反応も示さずに決定とされることもある。これとは逆に、有力な会員が徹底抗戦すれば、決定されなかったり、次回以降に持ち越されたりする場合もある。

たとえば、筆者の加入している日本イギリス哲学会の場合、「総会の議事は出席会員の過半数により決定する」(会則第14条) ことになっているが、通常採決せずに原案に対する承認が求められる。また、日本政治学会の場合には、総会の議決法に関する明文の規定がなく、拍手によって原案の承認を求める方法により決定している¹⁾。しかしながら、基本的な方針や従来の変更に重要な決定は、賛否の人数が分かる表決によって行うべきであろう。

議会において表決に付されるのは、党派の対立によるところが大きいと思われるが、衆知のように、ここでは審議の実態や政党内の決定過程に問題がある。その典型的な例が、一党による単独審議や強行採決、派閥の意志決定を最終的にその会長に一任するやり方である。また、教師による指導の下に行われる教室における討論会などでは、構成員の判断能力に限界があるために正論が無視されたり、民主主義の最低の条件である、所定の手続を踏まずに採決に持ち込まれたりする未熟さ

が見られたりする²⁾。更に、へまをした級友に対し学級にその権限がないにも拘らず多数決によって罰を科するなどの逸脱行為も、往往にして耳にするところである。

このように、民主主義の基本原則である多数決原理が、現在の日本の社会の中に必ずしも十分根付いていないように見える。その理由は暫く措くとして、日本人に自治能力と諸組織の内部改革能力が乏しく、しかも、日本の歴史の外見上の変化の大きさにも拘らず、日本人の精神構造の質的変化は少なかったように思われる³⁾。しかし、日本人に人間を自由な掛け替えのない主体として平等に扱おうとする精神の質が決定的に欠如していると断定できない以上、その可能性を追求してみる価値があるであろう。それは、社会のあらゆるところにおいて試みられなければならないが、一つの有力な可能性が教育にあることは否定できない。政治の現状に危機感を抱く一市民も主張しているように、政治教育の実質化、活性化が日本の社会に課された一大課題である⁴⁾。

ところで、民主主義の基本原則の一つは、多数決原理であるが、既に見たように、これが日本人によって未だ体得されていない原因の一つは、多数決原理が多くの国民に正しく理解されていない点にあり、その責任の一端が、学校において多数決原理が十分適切に教えられてこなかったところにあるように思われる。その背景には、この分野の研究が必ずしも十分になされてこなかった事情もあるであろう⁵⁾。

そこで、筆者は、本論文において、小・中・高等学校における多数決原理に関する教育の現状と課題とを把握した上で、第1に、教える前提となる多数決原理そのもののより体系的な内容を提示したい。第2に、これらを踏まえて、多数決原理の教育がより生産的であるための基本的な指針についてより立ち入って考察したいと思う。

Ⅱ 小・中・高等学校における多数決原理教育の現状

ここでは、授業の指針となる学習指導要領と指導・解説書、教科書を中心として、多数決原理に関する教育の現状を把握し、若干の論評を加えるだけに留める。

1. 小学校

小学校の場合、多数決原理と関係があると思われるのは、法的拘束力を持つとされている、学習指導要領の「第2章 各教科」,「第2節 社会」の「第2 各学年の目標及び内容」,「[第6学年]」の項「2 内容」の(2)である。そこで「……現在の我が国の民主政治が日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解できるようにする」と謳われ、そのイで「選挙の様子や国会の働きなどを調べて、現在の政治は国民が選んだ代表者による議会政治によって成り立っていることを国民主権と関連付けて理解すること」と、より具体的に示されている⁶⁾。また、法的拘束力を持たないとされている指導書では、それについて「現在の政治が国民が選んだ代表者による議会政治によって成り立っていることを国民主権と関連付けて理解させることをねらいとしている。……国会の働

きについて調べさせる際には、身近な国民生活に関係ある事柄に絞り、その国会における審議の続きを調べさせるようにする必要がある。……」と解説されている⁷⁾。

これを受けた現行のある教科書では、「わたしたちの生活と政治」の分野を構成する「(2)議会政治とそのしくみ」の中の「国会のはたらき」のところで、たとえば、「国会は、国民が自分たちの代表として選んだ国会議員によってなりたっていて、国の政治をどのようにすすめるかを話し合い、多数決によってきめます⁸⁾」と説明され、小学校の場合、教科書の中で初めて「多数決」という言葉が使われているのである。ここには、話し合いとそれに続く多数決による決定という、多数決原理に関する最も基本的なことが述べられている。実際に取り扱う際に配慮しなければならないことは、十分な話し合いと少数意見の尊重⁹⁾（少数意見でも国民の代表者であり、その背後にはその人達を選んだ多数の国民がいることにも注意）、及び後で学ぶ公職選挙との関連付けであろう。

2. 中学校

中学校学習指導要領は、社会科の公的的分野の中の「(3)民主政治と国際社会」,「イ 民主政治と政治参加」の箇所、多数決原理を取り上げている。そこでは、「我が国が国会を中心とする民主政治の仕組みをとっていることを理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決原理とその運用の在り方について理解を深める¹⁰⁾」とされている。それが指導書では、次のようにかなり具体的に述べられている。

「多数決の原理とその運用の在り方」についての理解を深めさせるには、まず、多数決が民主的な議決方法として、国会における審議の際に国家の意思決定の方法として用いられているほか、国政をはじめとする多くの場において用いられることに着目させ、その理由について十分に考えさせることが必要である。また、多数決の原理が国民のための政治に結び付くには十分な説得と討論が前提されること、そのためには言論の自由が保障されなければならないことについて、十分に理解させることが大切である。さらに、多数決が正しく運用されるためには、反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることについても理解させる必要がある¹¹⁾。

これは、小・中・高等学校の指導要領、指導・解説書、教科書の中で最も詳しく、概ね妥当な説明だと思われるが、これを具体化しているはずの教科書の記述は、かなり短いものである。たとえば、ある教科書は、多数決原理について次のように述べている。「民主政治では、すべてのことが話し合いできめられる。その際、全員の意見が一致することが望ましいが、一致しない場合は、多数決の方法がとられる。多数決は民主政治の基礎となるものであり、民主政治はすべて多数決によって動いている。しかし、いっぽう、多数決はときにより少数意見を無視して多数の横暴になりやすい一面もある。少数意見もじゅうぶん尊重したうえで、多数決をとることが、民主政治の基礎としたいせつである。」¹²⁾

ここに多数決原理に関する基本的な要素が盛り込まれているが、授業に際して補われるべき点は、指導書にも述べられていた、多数決が採用されている歴史的、理論的な理由付けと、その前提とし

ての言論の自由の保障に加えて、後で学ぶ公職選挙との関連付け¹³⁾などであろう。

3. 高等学校

高等学校学習指導要領公民編の中に「多数決原理」という言葉は登場せず、その解説の中でそれについて簡単に触れられているにすぎない。すなわち、「現代社会」を構成する三大項目の一つである、「(3)現代の政治・経済と人間」の「ウ 日本国憲法と民主政治」の中の「国民主権と議会制民主主義」に関する箇所では、「中学校社会科公民的分野における学習の成果などを踏まえ、国民主権が日本国憲法の基本的原則になっていること、我が国が国会を中心とする民主政治の仕組みをとっていること、議会制民主主義の意義、多数決原理とその運用の在り方などについて理解を深めさせる。……」と述べられている¹⁴⁾。また、「政治・経済」においては、やはり三大分野の一つ、「(2)現代の政治と民主社会」の「ア 民主政治の基本原則」の中の「議会制民主主義の本質と望ましい政治の在り方」について解説したところで、「『ア 民主政治の基本原則』に属する他の部分の学習と関連させつつ世界のすう勢となっている議会制民主主義の本来の在り方について、また現代における民主政治の望ましい在り方について、世界の主な政治体制を比較しつつ、広い視野からの考察を一層深めさせる」とした後で、「議会制民主主義は、理念的には権力分立制の下で、国民代表制に基づく議会在多数決原理にのっとって運営されている」と説明されているのである¹⁵⁾。

これを基にした教科書の記述も詳しいものではなく、授業を展開する際には、中学校段階の一そのの体系化と深化に加えて、時事問題¹⁶⁾や他国との比較による肉付けが必要であろう。

Ⅲ 多数決原理

1. 多数決の意味

そもそも人生とは決断の連続であるが、人間の共同生活においては事態ははるかに複雑となる。集団の意志を決定する方法には、全員一致と一人への委任を両端として、半数を軸に、より少数の者かより多数の者に任せるのかの程度如何によって様々な形態が考えられる。一人や少数の者に委ねる場合でも、出生による場合と選挙による場合の区別がある。このほか、託宣や抽選による場合もある。ものの決め方は、場所により時代により、また、政治体や集団などによって異なる¹⁷⁾。歴史的には、一人や少数者が国家などの政治体の意志を決定する時代が長く続いてきたが、18世紀におけるアメリカ合衆国の独立やフランス革命以後、多くの人々が政治の過程に登場することになり、現代では、ヨーロッパを中心として、基本的な諸決定を政治体構成員の多数者に委ねる多数決を採用する、民主主義が有力になってきている。

政治思想史的に見ると、たとえば17世紀のホッブスは、人々が自らの生命・安全と快適な生活を確保するために、相互の契約によって、彼らのあらゆる権力と力を全ての意志を一つの意志とできるような一人の人間ないし合議体に与える、コモン・ウェルス（国家）を設立する社会契約が、

これに参加した者の多数決によって締結されると考えた¹⁸⁾。その際ホッブスは、この権限の委譲行為の成立には、「賛成投票した者」も「反対投票した者」も等しく、「相互に平和に生活し、他の人びとから保護してもらうために、その人または合議体の行為や判断をすべて、自分自身のものであるかのように権威づける」ことが必要だとしている¹⁹⁾。

また、ロックも、具体的な内容は異なるが、こうした社会契約には全会一致を条件付けながらも、これによって成立した政治体においては、生命・健康・自由・所有権の侵害を禁じた自然法の範囲内で、多数派が決定する権利を持つとし、その根拠として、ある共同体を動かすものは、それを構成する各個人の同意だけであり、一つの団体は一つの方向へ動くことが必要であるから、その団体は大きい方の力が導く方向に動かなければならないという論理を示している²⁰⁾。したがって、ロックによれば、実定法によって決議を行う権限を与えられている諸議会において、その権限を与えている実定法が特に数を定めていない場合には、自然と理性の法に基づいて、多数派の決議が全体の決議として通用するのである²¹⁾。

現代においても、こうした論理が基本的に踏襲されているように思われる。たとえば、最新の政治学事典によると、多数決原理とは、「集団の意思決定手続き（方法）の一つであって、多数の意見ないし投票をもって集団の意志とすることであり、民主主義制度における『機構原理』として、『代表』とならんで『多数決』が挙げられる」と説明されている²²⁾。多数の意志をもって集団全体の意志とするものの根拠を示すことは容易でない。確かに、統計学的に多数派と少数派の真理に合致する蓋然性の高低によってこれを説明することが可能であるようにも見える²³⁾。しかし、これには参加者の数や能力の問題が残る。とすれば、消去法が考えられる。すなわち、一人ないしそれ以上の少数者の意志を全体の意志とすることは、多数決の場合よりも正当化する根拠が薄弱である。一方、全会一致は全員の合意という点で理想的だが、この方式を採用すれば、一人の反対意見があっても集団の意志が決定できず、これは経験上至難の手続きである。そこで、集団の運営を平和的に且つ安全に行うためには、多数の人々の意見を全体のものとみなす必要がでてくるわけである。

この意味で、多数決は、強制を伴う権力的な決定方法である。それでは、なぜ少数派はこれに従うのであろうか。その理由は、習慣も関わっているであろうが、次の2点に求められよう。その一つは、その結果が多数派に反抗するよりも少数派にとって有利だからであり、もうひとつは、将来自分達が多数派になる可能性があるからである。

ところで、多数決原理には前提がある²⁴⁾。それは、各人の意見がいかなるものであろうと、客観的に優劣の判断はできず、同等に尊重されなければならないということである。したがって、ここでは、各人の意見の価値的な差別によって結論を出すことはできない。この問題を数の計算（多少）によって解決しようとするのが、多数決なのである。しかし、このことは、多数決の前提であった意見の平等性と矛盾する。少数派の意見と多数派の意見そのものは、価値的に同等だからである。そこで重要なのが、討論の過程である。討論の過程において互いに説得し合い（説得力の競争）、妥協することによって、この矛盾をできるだけ少なくすることが求められているわけである。

こうした事情から、ケルゼンが主張するように、多数決原理を「多数・少数決」²⁵⁾と呼ぶことも可能である。

以上のことから、多数決原理が一見平等の理念に由来するかのようと思われるが、実際は自由のそれに由来するものである²⁶⁾ことが理解できよう。自由且つ十分な討論の後で、意見の対立が残ったために多数決で決着を付けるということは、何よりも、より多くの人間の自由を尊重することを意味しているからである。

2. 多数決の種類

多数決は、その目標や対象、少数意見をどの程度尊重するかによって、種類分けすることができる。まず、多数決は、それが何を指すかによって二つに類型化できる。一つは、より客観的な判断を求めるものであり、もうひとつは、一致しない利害の統合を求めるものである。前者を非政治的多数決、後者を政治的多数決と呼ぶことが可能である。非政治的多数決において前提とされる参加者の平等性は、価値判断についてのそれを意味する。言い換えれば、ここでは、各人の判断能力が主観的に制約されているが故に同格であることが前提とされているのである。したがって、ここにおける討論の意義は、主観的判断としての各人の意見相互の自由な説得競争による集団意志の統合過程にある。これが真に機能すれば、多数意見はより客観的な判断であり、少数者の多数意見の許容は、客観的価値への服従であることが期待される。

これに対して、政治的多数決においては、前提とされる平等性が、各人の利益について決定するのは当人自身であり、それ故、公共政策の形成に際し各人の利害が等しく考量され、最大限に尊重されなければならない、ということの意味している。したがって、そこにおける討論機能は、一致しない利害の可及的な最大限の調整、換言すれば、妥協に求められよう。この妥協の機能は、意見の統合過程の各段階において働かなければならない。すなわち、多数と少数への分化までの過程や政党内部における意見の統合過程ばかりでなく、多数派と少数派相互間でも働く必要があるのである。

次に、要求される多数の程度によって多数決を分類することができる。第1に、決定の条件を過半数とする絶対多数決、第2に、それ以上の数を求める条件付(特別)多数決、第3に、他より多ければ良いとする相対多数決の三つがこれである。絶対多数決が通常の議案、条件付多数決が重要な議案の決定(議決)の際に用いられることが多いのに対して、相対多数決は、主として選挙の場合に使われる。フランスの下院議員選挙の場合のように、絶対多数決が選挙に用いられることもある。ここでは、多数の条件が厳しいほど少数意見を重視することになる点に留意したい。

3. 多数決の前提条件

多数決において最も重要な部分である討論による説得や妥協が十分に機能しうるためには、一定の条件が満足されていなければならないように思われる。ここでは4点に限り取り上げたい。第1に、参加者の同質性である。すなわち、多数決が有効であるためには、それに参加する者が基本的

に同質的な人間存在であることが求められる。非政治的多数決において、学問や芸術について適切な判断を下しうるためには、その分野に関する専門的知識や鑑識眼を参加者各人が有する必要がある。たとえば、ジョン・ロックの政治思想に関する論文を複数の者が審査する場合、テキストの真正性を判断し、これを正しく理解しうる——そのためには、彼の著作が書かれた言語の読解力や歴史的、思想史的知識も不可欠である——能力だけでなく、その分野の研究史と研究動向に精通し、多くの専攻論文を学会誌に発表していることが求められる。無論、同質性が保たれていれば、学問上の真理の顕現が保証されるわけではない。ガリレオの地動説は、その一例にすぎないのである。

また、政治的多数決においては、参加者の間に知識や判断能力、資産や利害関係、世界観に決定的な差が存在しないことが必要である。未成年者や精神上的の障害のため事の是非善悪を弁別できないか、弁別してもそれによって行動することができない状態にある心神喪失者に参政権が認められないのは、このためである。一方、資産や利害関係には量的に処理しうるものもあるが、違いが大きすぎる場合には譲歩の余地がほとんどなく、世界観を全く異にする場合も同様であろう。更に、参加者の大多数に一定程度の関心があることも、必要な条件である。それがなければ、全く討論に参加しないで長時間その場にいるだけか、途中で退席するか、初めから出席しないことになり、いずれの場合でも、集団意志の決定に十分な責任が負えないからである。もっとも、一言も発言せずじっと他者の発言を聞いていて、採決の際にきちんとした判断を下す人や、議論の展開とは無関係に最初から結論を決めてかかっている人もいる。しかし、これらの人達が、議事の進行に影響を及ぼすことはない。

第2に、諸自由権の保障である。参加者が十分な討論を展開しうるためには、思想、良心、信仰、学問、言論、出版などの伝統的な精神的自由権や、議会政治に不可欠な政党結成を可能にする結社の自由や集会の自由などが保障されなければならない。しかしそれだけでは不十分であり、国や自治体などの公的機関が保有する情報を市民の求めに応じて提供する、「知る権利」に基づく情報公開の制度化も実現することが求められる。というのは、官公庁の情報を政権党側しかほとんど利用できないとすれば、実りある議会討論が期待できないからである。

第3に、多数決原理の心理的確立である。多数決が有効に機能しうるためには、その前提である各人の意見の平等性並びにこれに基づく討論機能が、現実のものとして多数決参加者の意識と行動において確保されていなければならない。具体的には、まず、全ての意見を自由に表明しうる機会を平等に認め合うことであり²⁷⁾、次に、自分の意見を特別視せず他者に学ぶ姿勢があることである。これらが確保されず権威主義的意識が支配しているところでは、多数決制度は、既存の政治・経済・社会秩序を再確認するための儀式と化してしまうであろう。これが、旧ソ連や東欧に典型的に見られたものである。

最後に、多数決の種類の識別である。まず、非政治的多数決と政治的多数決のそれがある。既に見たように、両者はそれぞれ独自の論理を持っているのであり、その区別が多数決参加者の心の中で明確に意識されていなければならない。たとえば、もし前者の根拠によって後者の結果の受容が

強制されるならば、政治的多数決は、少数支配の祝典に墮するであろう。また、政治的多数決によって学問上の論争が決定される時、学問は停滞するであろう²⁸⁾。

次に、絶対的多数決と条件付多数決の識別がある。たとえば、国際連合憲章第18条2項は、重要問題に関する総会の決定に出席し且つ投票する構成国の3分の2の多数決を条件づけ、その具体例を列挙している。また、同3項で、3分の2の多数によって決定されるべき問題の新たな部類の決定が、その他の問題に関する決定同様過半数によって決定されることを規定している。重要事項に対しては条件付多数決を義務付けているのであるが、新たに何を重要事項に指定するかの判断は、絶対多数決によって行われるわけである。これと同様な規定は少なくなく、たとえば本学部の教授会規定にも設けられている。そこでは、国連憲章のように多くの重要事項の具体例が示されていず、何を重要事項と見るかは教授会出席者の過半数の判断次第である。この場合、教員の採用と昇任及びその規定の改正に3分の2多数決を求めている人事に関する規則などを参考にして、この規定を適用すべきであろう。

4. 多数決の問題点

このような多数決原理をめぐるには、様々な問題点がある。たとえば、多数決によっては結論が出せない場合があることを論じた、アローの投票のパラドックス²⁹⁾や、その一般意志の理論によって代議政治を批判したルソーの議論³⁰⁾などもその例である。けれども、民主主義の荷ない手として必要な基本的能力を涵養することを目的とする社会科教育ないし公民(科)教育との関わりで論じている本論文では、児童・生徒の発達段階に即した、二つの最も基本的な問題点に限って取り上げるに留めたい。

まず、多数決の限界の問題である。これは、多数決によってどこまで決定しうるかの問題であるが、たとえば、民主主義の基本的な価値を否定するような決定を、多数派が多数決の名の下になしうるのかということである。具体的には、ナチス・ドイツの場合のように、民主主義そのものを否定するような政治勢力の台頭を民主主義は容認すべきかの問題と表現することができる。この問題に関しては肯定否定の二つの立場があり、後者では、多数派といえども多数決原理自体を否定する権利を有するものではないとされる³¹⁾。更に、多数決は、純粹に私的な問題や認識上、信仰上などの問題には及び得ず、基本的人権の領域は多数決の範囲外にあるともされる³²⁾。多数決原理が真理の相対性を前提としている限り、これらの主張は正当だと考えられるが、この問題は、憲法改正の限界の問題としても論じられている。

次に、多数決原理の後退の問題である。一般に現代社会においては、19世紀までの夜警国家から福祉国家へと転換したために、国家機能が増大した。そこでは、政治的領域が拡大、複雑化し、その結果、専門的知識、技能の必要性が飛躍的に増大し、政策の立案や決定に際して各分野の専門家が求められている。更に、政治問題が増大すると、個々の問題を時間をかけて十分検討することもできなくなる。このため、素人の集まりである議会に対して、各分野の専門家を擁する行政部の果

たす役割が大きくなってきた。法案を準備するのも行政部なら、議会在これを正式に承認し、登録することによって成立した一般的、抽象的法律を具体的に執行するのも行政部である。ここに、行政部と議会との政治的役割が逆転し、いわゆる行政国家が出現した³³⁾。議会の政治的地位の低下はその審議能力の退歩を意味し、これは、取りも直さず多数決原理の後退である。このことは、日本にも基本的に当てはまる。否、政権党と非政権党との情報収集、分析能力の違いや行政機関の許認可権の大きさ故に、その程度は他の先発国よりも著しいと言える。

IV 多数決原理教育の基本的指針

実際の指導に際しては、日本の社会科教育を中心とする学校教育における多数決原理に関する教育の現状を踏まえ、上述のような多数決原理を児童・生徒の発達段階に応じて取捨選択して活用するわけであるが、ここで、子供達がそれを体得しうるための基本的な指針について5点に限り考察しておきたい。

第1に、多数決制度、広くは集団意志決定の実状をだれよりも社会科の教師が正しく把握する必要がある。その際、政治的多数決ばかりでなく、非政治的多数決についても知ることが大切である。しかも、前者の場合、国政・府県政・市町村政各次元の議会の本会議及び委員会だけでなく、内閣や合議制の諸機関（たとえば、裁判所や人事院）、政党や政治に関与する諸団体（経済団体、同業者団体、労働組合など）についても調べたい。また、後者の場合、学界や芸術界、スポーツ界など通常多数決とは無縁と思われる世界におけるものの決め方についても、ある程度の情報を集めたいものである。そうすれば、2種類の多数決の相違点と類似点とがよりよく分かるからである。学級会や児童・生徒会、職員会議などの一種の政治的多数決を行っている集団についても、改めて自覚的に観察してみたい。そうすれば、今まで見えなかったことも見えてくるものである。

更に、選挙についても多数決の観点から見直したいものである。そうすれば、その多くが相対多数決を採用しているばかりでなく、選挙運動が議決を行う場合の討論の過程に相当することが、よりよく見えてくるであろう。つまり、選挙において当選を目指す活動は、各候補者が自分への支持をより多く獲得しようとする、有権者相手の説得競争なのである。また、中学校の公民の場合、「現代政治の諸問題」の章で扱われる議員定数の不均衡、すなわち一票の格差の問題が、多数決原理に関する応用問題の一つであることもよりよく理解できるであろう。

第2に、関連諸法規の概要を知ることである。多数決に関しては、定足数や絶対多数決と条件付多数決の別、発言の求め方や動議の出し方など、公法の分野に限っても実に多くの規定を日本の現行法は持っている³⁴⁾。これらを理解することによって、この国のものの決め方についての基本的な考え方を知ることができると同時に、法の規定と実際の運用の仕方のくい違いも明らかとなり、日本人の法意識の一端も見えてくるであろう。

第3に、他国との比較である。たとえば、議会政治が比較的よく機能していると言われている、

イギリスにおける議会審議の実際を取り上げてみたい³⁵⁾。その下院については、たとえば次のような興味深い事実が見出される。すなわち、本会議場が狭く、政権党議員と非政権党議員が対面する構造になっていること、原稿の朗読を禁止し、自席で行われる自由な発言、明瞭で簡潔且つ具体的な嘘を含まない発言、閣僚と反対党第一党の担当幹部の一騎討ち、議員の個人的信条や選挙区に利害関係のある問題については党議によって拘束せず³⁶⁾、議長には原則として有力な議員がなるのではなく、適任の議員が長期にわたってこれを勤め、その間党籍を離脱することなどがこれである³⁷⁾。更に、こうしたやり方が行われている理由や経緯について調べてみることは、常に物事の根拠を尋ねる科学的精神の絶えざる陶冶のためにも有効であろう。

第4に、何よりも、教師による多数決原理の正しい理解とその実践の試みである。まず、だれよりも社会科の教師が多数決原理の理論と実際に精通していなければならない。その際、多数決原理が平等の理念よりはむしろ自由の理念に由来するものであることを肝に銘じたい。次に、自分自身、家庭や職場、地域社会、研究会などでそれを自覚的に実践してみることである。そうすれば、自らを鍛えるとともに、現実感覚も養われ、周囲に対する波及効果も期待できるであろう。そして、自分の研究と実践の成果を、ひとり多数決原理に関わる授業の時に限らず、その他の社会科の分野の授業やそれ以外の学内外の集団生活においても生かしたいものである。

指導に当たっては、児童・生徒の発達段階や個性、家庭環境を考慮に入れるだけでなく、できるだけ全員に発言させ、しかも、その主張の理由や根拠を考えさせて引き出すよう努め、各自が自分の頭で考え、自分の意見を堂堂と発表できるように補助するとともに、他者の意見とその根拠にも耳を傾けてより良い結論を目指し、それぞれの意見が採用された場合に予想される結果についても自然に考えることができるように、時間をかけて辛抱強く応対したい。また、その結論を採用してみても、期待に反して悪い結果が生じた場合には、率直に反省して場合に応じた責任を取り、討論の過程で出された少数意見を見直すことができるような態度の涵養にも努めたい。マックス・ウェーバーの古典的な議論にも見られるように、政治の世界においては、動機よりも結果の方が重視されなければならない³⁸⁾からである。

更に、自分が実際に考えている意見を表明させるだけに留まらず、各自が別のある特定の意見を持っているものと仮定して、その立場から可能な限り相手を説得してみろという、模擬討論の訓練も試みたいものである。柔軟な思考力と相手の立場を理解しうる豊かな想像力の涵養が、これによって期待できるからである。無論、学校の過密な日程の中ではこうした試みも限られてこざるを得ないだろうが、教科の学習内容を関連付け体系化すると同時に、学校教育の現状を思い切っで見直して行事を厳選し、何とかそのための時間を捻出したいものである。良い政治が行われていなければ、大人が一市民としてこれを改善することを考えるのは自然であるが、現実の政治に対して悪い印象を児童・生徒が持っている場合には、政治教育の効果が上がらない道理であり、こうした事態が続けば、将来の日本と世界を支える子供達が政治に関心を示さず、民主主義の荷ない手として不可欠な知識・技能を身に付けないことになるであろう。こうした事態を回避するためにも、試行錯

誤を重ねながら、子供達とともに多数決原理について考え、実験し続けたいものである。

最後に、多数決原理を考える際に忘れてはならないことがある。それは、法規や権利、義務、いわゆる道徳や倫理とは次元を異にしながらもその根底にあって、社会生活を精神的に支えるはずの一種の社会規範（平等な存在としての他者への配慮を内容とする）を尊重する態度を確立することである。日本語に適切な言葉を見出すことは難しいが、これは、言わば、平等な人間関係を律するこの世の一般倫理³⁹⁾であり、これを守ることが必ずしも利益をもたらすとは限らないものである。たとえば、政治家なら秘書に自分が使う政治資金に関する責任を転嫁しないだけでなく、多くの国民が反対する政策を強行したりせず、ひょっとして自分が誤っているかもしれないと、一度立ち止まるゆとりが必要である⁴⁰⁾。また、それを身に付けていれば、その集団を近い将来離れようとしている者が、自分が属する集団の将来を大きく左右するような決定には関与しないであろう。権利は、責任と表裏一体なのである。多数決原理や民主主義には、こうした日本人が必ずしも十分に体得し得ていないように見える倫理的なものもまた、深く関わっているのである。

注

- 1) 規約の17条に欠席者の出席会員に対する議決権の行使の委任に関する規定があり、同じく17条でその直前に総会の定足数が会員の過半数とあり、19条で規約変更に出席会員の3分の2以上の同意を条件付けていることから類推すると、絶対多数決による議決を想定しているものと解釈することも不可能ではない。
- 2) 阪上順夫編著『社会科における政治教育』（明治図書、1973年）、166ページ。
- 3) 日本の政治と社会の特徴については、たとえば、京極純一『日本の政治』（東京大学出版会、1983年）、K.v. ウォルフレン・篠原勝訳『日本／権力構造の謎』上・下（早川書房、1990年）、及び、武田清子編加藤周一・木下順二・丸山真男『日本文化のかくれた形』（岩波書店、1984年）参照。
- 4) 姫島忠生「政治教育こそ民主主義の柱」、朝日新聞西部本社版1991年9月18日付「声」の欄。鈴木「市民自治の教育理論——国家中心の教育から市民中心の教育へ——」、『地域と教育』研究会編『地域と教育』（春苑堂書店、1977年）、193-94ページも参照。
- 5) その数少ない例である、阪上『社会科における政治教育』は、必ずしも十分ではないが良くできており、中でも高等学校に関する部分が詳しい。
- 6) 文部省『小学校指導書 社会編』（学校図書、1991年）、105ページ。
- 7) 同上、70-71ページ。
- 8) 『改訂 小学社会』6下（教育出版、1991年）、18ページ。
- 9) 阪上『社会科における政治教育』、128ページ。
- 10) 文部省『中学校指導書』（大阪書籍、1991年）、158ページ。
- 11) 同上、114ページ。
- 12) 『改訂 中学社会 公民』（教育出版、1991年）、69ページ。
- 13) 阪上『社会科における政治教育』、166ページ。
- 14) 文部省『高等学校学習指導要領解説 公民編』（実教出版、1989年）、31ページ。
- 15) 同上、89ページ。
- 16) 阪上『社会科における政治教育』、228ページ。
- 17) 西欧と日本におけるものの決め方の歴史の概略、及び全会一致と多数決の問題点については、たとえば、利光三津夫・森征一・曾根泰教『満場一致と多数決・ものの決め方の歴史』（日本経済新聞社、1980年）参照。また、多数決原理の成立過程については、町田實秀『多数決原理の研究』（有斐閣、1958年）参照。

- 18) ホブス・水田洋・田中浩訳『リヴァイアサン〈国家論〉』, 「世界の大思想」13 (河出書房, 1966年), 115ページ。
- 19) 同上, 116ページ。
- 20) ロック・宮川透訳『統治論』, 「世界の名著」27『ロック ヒューム』 (中央公論社, 1968年), 252ページ。
- 21) 同上, 252-53ページ。
- 22) 大学教育社編『現代政治学事典』 (ブレーン出版, 1991年), 643ページ。
- 23) たとえば利光ほか『満場一致と多数決』, 77ページ。
- 24) 以下の多数決原理に関する議論は, 中村哲・丸山真男・辻清明編『政治学事典』 (平凡社, 1954年), 876-77ページの尾形典男による説明を参考にしている。
- 25) ハンス・ケルゼン・西島芳二訳『デモクラシーの本質と価値』 (岩波書店, 1969年), 86ページ。
- 26) たとえば, 同上, 39ページ。
- 27) 辻清明編『岩波小辞典 政治』第3版 (岩波書店, 1975年), 164ページ。
- 28) たとえば, 旧ソ連におけるルイセンコ学説の運命を想起せよ。
- 29) この問題について論じたものとして, たとえば, 佐伯胖『「きめ方」の論理——社会的決定理論への招待——』 (東京大学出版会, 1980年), 小林良彰『公共選択』, 猪口孝編「現代政治学叢書」9 (東京大学出版会, 1988年), 53-71ページ参照。
- 30) ルソー・桑原武夫訳『社会契約論』 (岩波書店, 1954年), 133ページ。
- 31) たとえば, 藤原守胤「秩序と自由——多数決主義の一考察——」, 『日本政治学会年報 政治学 (1952)』 (岩波書店, 1952年), 108ページ。
- 32) たとえば, 尾形典男「多数決の論理」, 同上, 83ページ。
- 33) 行政国家の登場については, たとえば, 高島通敏・関寛治編『政治学』 (有斐閣, 1978年), 71-73ページ参照。
- 34) 日本における諸多数決制度については, たとえば, 『法哲学年報 1961 多数決原理』 (有斐閣, 1962年) 所収の2論文, 和田英夫「公法における多数決原理」, 並びに千葉正士「わが国実定法多数決制度の諸方式」参照。
- 35) 鈴木「社会科教育の見落とされた一側面——その指針である, 政治思想としての日本国憲法の基本的構造と衆議院解散権——」, 『鹿児島大学教育学部研究紀要』 (教育科学編) 第39巻 (1987年), 1ページ参照。
- 36) 死刑廃止や議員歳費の値上げ問題は自由投票で決められ, 1971年のEEC加盟の可否を決めた時でも, 保守・労働両党とも事実上自由投票に委ねている (前田英昭『世界の議会 1 イギリス』, ぎょうせい, 1983年, 171-73ページ)。
- 37) イギリスの議会と選挙の実情については, 前田『世界の議会 1 イギリス』参照。
- 38) マックス・ウェーバー・脇圭平訳『職業としての政治』 (岩波書店, 1980年), 89-91ページ。
- 39) フランスでは, 「世俗的倫理」と呼ばれている。このことについては, たとえば, 木下順二・丸山真男・森有正の座談会「経験・個人・社会」, 『展望』1968年1月号, 21-29ページ参照。
- 40) たとえば, ド・ゴールフランス元大統領がいわゆる五月危機の際に取った態度を想起せよ。